

平成29年度 第3回宮古島市教育委員会（臨時会）議事日程

平成29年8月7日（月） 午前9時 開議
城辺庁舎2階インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第12号 「(仮称) 城辺地区統合中学校」の設置に係る候補地選定について
- 日程第3 報告第4号 臨時代理処分の承認について（宮古島市内県立学校生徒の派遣に関する楽器輸送費補助金交付要綱について）
- 日程第4 その他

議案第 12 号

「(仮称) 城辺地区統合中学校」(以下、統合中学校) の設置に係る候補地選定について

次のとおり統合中学校の設置に係る候補地を選定することについて、議決を求める。

設置候補地 宮古島市立西城中学校
宮古島市城辺字西里添 1 0 8 0 番地

平成 2 9 年 8 月 7 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

統合中学校の設置に係る候補地選定について、議決を求める必要があるため、本案を提出します。

「(仮称) 城辺地区統合中学校」の設置に係る候補地選定 関連資料

- ・ 城辺地区統合中学校用地選定について . . . 1
- ・ 城辺地区統合中学校用地選定に係る
審議結果について (答申) . . . 3

城辺地区統合中学校用地選定について

1 宮古島市立学校規模適正化基本方針について

宮古島市教育委員会は、平成23年3月宮古島市学校規模適正化検討委員会より答申を受け、同年8月に宮古島市立学校における学校規模適正化の基本方針を決定しましたが、平成25年4月に学校規模適正化の基本的な考え方の見直しを行いました。

城辺地区の中学校の統合については、「福嶺中学校、城辺中学校、西城中学校、砂川中学校を平成33年度までに1校に統合する。」と決定されました。

2 城辺地区統合中学校用地選定までの経緯

宮古島市立学校規模適正化基本方針に従い、平成33年4月に城辺地区4中学校を統合した新しい中学校を開校するため、学校用地選定について以下の通り取組を進めてきました。

(1) 城辺地区中学校統合計画策定委員会の実施内容

- ① 平成28年7月「城辺地区中学校統合計画策定委員会」の設置城辺地区中学校統合に向けた議論がスタートする。
- ② 平成28年9月「城辺地区中学校学校規模適正化に関する保護者アンケート」を城辺地区の児童生徒、幼稚園児、保育園児全ての保護者を対象に実施する。
- ③ 平成28年12月 第2回城辺地区中学校統合計画策定委員会を実施し、城辺地区統合中学校の用地の選定方法について協議を行う。
保護者アンケートの結果では、「自分の子どもの通う学校を活用していく方が良い」という意見が多いため、第三者による「城辺地区統合中学校用地選定委員会」を設置し、候補地の選定を行うことが確認される。
- ④ 平成29年2月 第3回城辺地区中学校統合計画作成委員会を実施し、「城辺地区統合中学校用地選定要項（案）」について、「評価項目」も含め、検討を行う。
- ⑤ 平成29年3月 第4回城辺地区中学校統合計画策定委員会を実施し、「城辺地区統合中学校用地選定要項（案）」を作成する。
- ⑥ 平成29年5月 城辺地区中学校統合計画（案）地域住民説明会を実施し、「城辺地区統合中学校用地選定要項（案）」について説明を行う。
- ⑦ 平成29年6月 第5回城辺地区中学校統合計画策定委員会を実施し、「城辺地区統合中学校用地選定要項（案）」について、「評価項目」も含め、承認する。
- ⑧ 平成29年6月 宮古島市教育委員会定例会において「城辺地区統合中学校用地選定委員会」の設置承認される。

(2) 城辺地区統合中学校用地選定委員会の実施内容

- ① 平成29年7月18日 第1回城辺地区統合中学校用地選定委員会
「用地選定実施要項」「候補地の比較表（案）」「用地選考審査要領（案）」「候補地選考評価規準（案）」「施設概要・位置関係図」について検討を行う。

「用地選定実施要項」については、これまでの経緯がわかるような内容の記述の必要性が、「候補地の比較表（案）」については、評価項目「利便性」において市街地や小学校との位置関係が含まれていることについての疑問がだされた。

- ② 平成29年7月21日 第2回城辺地区統合中学校用地選定委員会
城辺地区4中学校の現地視察を行い、「候補地の比較表（案）」「用地選考審査要領（案）」「候補地選考評価規準（案）」について最終確認を行う。
- ③ 平成29年8月1日 第3回城辺地区統合中学校用地選定委員会
各委員による採点により、候補地の選定を行う。

3 城辺地区統合中学校用地選定の採点について

(1) 評価項目（各項目配点20点）

- ① 敷地面積 敷地面積による評価（面積規模）
- ② 既存施設の整備状況 普通教室（70㎡） 特別教室（各校の平均値）
- ③ 利便性 幹線道路との位置関係（接道有無）
路線バスとの位置関係（複数路線、単路線、路線無）
各学区との位置関係（遠い・近い）
- ④ 敷地条件 増築可能スペースの確保（可能であるか）
既存施設との一体的な配置（可能であるか）
既存施設とのスムーズな動線（可能であるか）
- ⑤ 事業の経済性 既存の普通教室、管理関係室を活用した一体的な整備規模（負担多少）

(2) 評価規準と評価点数

	評 価 基 準				
	1 敷地概要	2 既存校舎の整備状況	3 利便性	4 敷地条件	5 事業の経済性
評価内容が優れている	20点	20	20点	20点	20点
評価内容がやや優れている	15点	15	15点	15点	15点
評価内容が標準的である	10点	10点	10点	10点	10点
評価内容がやや劣っている	5点	5点	5点	5点	5点
評価内容が劣っている	0点	0点	0点	0点	0点

(3) 各中学校の得点状況

	福嶺中学校	城辺中学校	西城中学校	砂川中学校
1 敷地概要	90点	125点	150点	95点
2 既存校舎の整備	75点	155点	140点	115点
3 利便性	60点	140点	140点	95点
4 敷地条件	100点	120点	150点	95点
5 事業の経済性	65点	145点	150点	100点
合計	390点	685点	730点	500点



宮教学適第200号
平成29年8月2日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博 殿

城辺地区統合中学校用地選定委員会
委員長 長濱 政治
(宮古島市副市長)

城辺地区統合中学校用地選定に係る審議結果について (答申)

平成29年7月18日に教育委員会より諮問のあった標記の城辺地区統合中学校用地について、平成29年8月1日開催の第3回城辺地区統合中学校用地選定委員会において候補地を選定いたしましたので、下記のとおり答申します。

記

西城中学校

城辺地区統合中学校用地選定について（審議結果）

平成29年7月18日、城辺地区統合中学校用地選定委員会が開催され宮古島市教育委員会より標記の用地選定についての諮問がありました。同日に、同委員会で、「用地選定実施要項・候補地の比較表（案）・用地選考審査要領（案）・候補地選考評価基準（案）・城辺地区4中学校施設概要、位置関係図」について審議が行われ一部修正加筆を加えました。

7月21日の第2回目の委員会では、城辺地区4中学校の現地視察を行い、第1回の委員会での指摘により修正された「用地選定実施要項・候補地の比較表（案）・用地先行審査要領（案）・候補地選考評価基準（案）」について最終確認を行いました。

平成29年8月1日、第3回目の委員会で、委員10名中出席のあった8名の委員により、評価項目について採点を行い、結果、以下のとおり「西城中学校」を候補地に選定しました。

記

1位	西城中学校	730点
2位	城辺中学校	685点
3位	砂川中学校	500点
4位	福嶺中学校	390点

報告第4号

臨時代理処分の承認について（宮古島市内県立学校生徒の派遣に関する楽器輸送費補助金交付要綱について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

平成29年8月7日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

別紙

宮古島市内県立学校生徒の派遣に関する楽器輸送費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市内の県立学校に在籍する生徒が、学校教育活動の一環として、市外及び県外で開催される文化的活動の大会、コンクール、コンテスト（以下「大会等」という。）に派遣される場合に要する楽器輸送費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象は、次に該当する者とする。

- (1) 市内の県立学校に在籍する生徒のうち、市外及び県外で開催される大会等に派遣される者
- (2) その他、学校教育活動の一環として実施される大会等に出場し、教育長が特に必要があると認める者

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとする。ただし、大会主催者等から補助対象経費に対し補助がある場合は、当該補助に相当する額を補助対象経費の額から除くものとする。

(補助金の交付申請者)

第4条 補助金の申請及び実績報告に関する手続きは、補助対象者の委任を受け学校長（以下「申請者」という。）が行うものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）を教育長へ提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 教育長は、申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助事業の目的及び内容が適正であると認めるときは、速やかにその決定内容について、補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知しなければならない。

（補助金等の実績報告）

第7条 申請者は、教育長から補助金の交付決定通知があり、かつ補助事業が完了したときは、補助金実績報告書（様式第3号）を速やかに教育長へ提出しなければならない。

（補助金等の額の確定等）

第8条 教育長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第4号）により申請者に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 教育長は、前条の規定により確定した額の補助金を交付するものとする。

（補助金の返納）

第10条 申請者は、補助金の交付完了後、補助金の額の確定後に第3条に定める補助金の額を超えて交付を受けた場合、返納の理由を明記の上、速やかに補助金の返納手続を行わなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額
大会派遣に要する楽器輸送費	楽器輸送に係る経費の実費相当額。 ただし、一校あたり50万円を限度とする。